

# 大玉村住宅取得支援事業補助金

大玉村では、定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図るため、村内に住宅を取得し定住する世帯を対象に取得費の一部を補助します。

## 補助金の概要

### ■ 来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金

① 県外からの移住・・・最大 110 万円(福島県の補助金を含む)

② 村外からの移住で中学生以下の子どもがいる世帯・・・最大 50 万円

- ・住宅取得と同時に転入する方、転入後6年以内に住宅を取得する方が対象
- ・すでに村内に転入していてアパート等に入居している方も対象となります
- ・②は取得日(登記完了日)時点で中学生以下の子ども(妊娠中も含む)がいれば対象。

### ■ 多世代同居・近居住宅取得支援事業補助金

③ 新たに多世代(親・子・孫の三世代以上)が村内で同居・近居・・・最大 50 万円

※すでに村内で同居・近居している場合は原則として対象となりません

### ■ 定住促進住宅取得支援事業補助金

④ 村内にお住まいの方が住宅を新築(建て替えを含む)・・・最大 20 万円

※村内に1年以上居住していること。リフォームについては対象となりません

## 主な共通要件

- ・ 令和3年1月1日以降に取得(登記完了)した住宅であること
- ・ 5年以上継続して補助対象住宅に定住すること
- ・ 補助対象住宅の延べ面積が誘導居住面積水準を満たすこと  
 単身者 55㎡、2人以上の世帯 25㎡×世帯人数(10歳未満は年齢により計算)+25㎡  
 ※3歳未満 0.25人、3歳以上6歳未満 0.5人、6歳以上10歳未満 0.75人として算定する。  
 ただし、世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。4人を超える場合は、面積から5%を控除。
- ・ 世帯全員に村税等の未納がなく、暴力団員等でないこと

※その他にも要件があります

## 補助金の額

補助対象経費(土地取得費、外構工事等は除く)の2分の1の範囲内

区分	基本額	村内業者で建築・増改築
① 県外からの移住	新築 80 万円 (40 万円+県 40 万円) 中古 40 万円 (20 万円+県 20 万円)	+30 万円 (10 万円+県 20 万円)
② 村外からの移住 (中学生以下の子育て世帯)	新築 40 万円 中古 20 万円	+10 万円
③ 多世代同居・近居	新築 40 万円 中古・増改築 20 万円	+10 万円
④ 村内在住者	新築 10 万円	+10 万円

※①の県外移住には福島県「来てふくしま住宅取得支援事業補助金」による加算を含み、県の予算の範囲内で交付されます。

※同一世帯で①～④の補助金を併用することはできません。

## 補助申請手続きについて

### ①申請書の提出

住宅取得後(登記完了後、増改築の場合は工事完了後)、次の書類を添付して役場政策推進課に提出してください。

1	補助金交付申請書(様式第1号)
2	工事請負契約書又は売買契約書の写し(多世代同居近居による増改築の場合、見積書)
3	位置図、平面図及び求積図
4	世帯全員の住民票の写し(住民票謄本) ※マイナンバーの記載不要
5	世帯全員の戸籍の附票の写し ※県外及び村外からの移住の場合のみ
6	転入の場合、転入前市区町村の世帯員全員の納税証明書
7	建物の登記事項証明書の写し(増改築の場合、工事が完了したことを証明する書類)
8	新築及び購入又は増改築した住宅の写真(全景や工事内容がわかるもの)
9	領収書の写し(支払額の確認がとれるもの)
10	承諾書兼誓約書(様式第2号)
11	耐震診断を受けたことが確認できる書類 ※昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅を購入する場合のみ
12	代理人申請の場合は委任状

### ②交付決定

補助金の交付が決定すると、補助金交付決定通知書が交付されます。

### ③補助金の請求

交付決定の日から起算して1か月以内又は、交付決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

1	補助金交付請求書(様式第8号)
2	振込先預金通帳の写し

### ④補助金の交付

請求書に記載いただいた口座に補助金を振り込みます。

### ○各種様式

村ホームページからダウンロードしていただくか、役場政策推進課に請求してください。

<https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/teijyuusien/jyuutakusyutoku/>

### 【お問い合わせ先】

大玉村役場 政策推進課 企画係 (電話:0243-24-8136)